

改正により削除されるものは二重取り消し線で示し、改正により追加されるものは下線で示す。

(別表)

農 薬 名	指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
アセタミプリド	1.8
アセフェート	0.063
イソキサチオン	0.08
イミダクロプリド	1.5
エトフェンプロックス	0.82
クロチアニジン	2.5
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チアメトキサム	0.47
チオジカルブ	0.8
テブフェノジド	0.42
トリクロルホン (DEP)	0.05
ピリダフェンチオン	0.02
フェニトロチオン (MEP)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
アゾキシストロビン	4.7
イソプロチオラン	2.6
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミクタジンとして)
エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
オキシシン銅 (有機銅)	0.4
キャプタン	3
クロロタロニル (TPN)	0.4
クロロネブ	0.5
ジフェノコナゾール	0.3
シプロコナゾール	0.3
シメコナゾール	0.22
チウラム (チラム)	0.2

チオファネートメチル	3
チフルザミド	0. 5
テトラコナゾール	0. 1
テブコナゾール	0. 77
トリフルミゾール	0. 5
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	1 2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
フルトラニル	2. 3
プロピコナゾール	0. 5
ベノミル	0. 2
ペンシクロン	1. 4
ボスカリド	1. 1
ホセチル	2 3
ポリカーバメート	0. 3
メタラキシル及びメタラキシルM	0. 58
	(メタラキシルとして)
メプロニル	1
(除草剤)	
アシュラム	2
エトキシスルフロン	1
オキサジアルギル	0. 2
オキサジクロメホン	0. 24
カフェンストロール	0. 07
シクロスルファミロン	0. 8
ジチオピル	0. 095
シデュロン	3
シマジン (CAT)	0. 03
チルブカルブ (MBPMC)	0. 2
トリクロピル	0. 06
ナプロパミド	0. 3
ハロスルフロンメチル	2. 6
ピリブチカルブ	0. 23
ブタミホス	0. 2
フラザスルフロン	0. 3
プロピザミド	0. 5
ベンズリド (SAP)	1
ペンディメタリン	1

ベンフルラリン (ベスロジン)	0. 18
メコプロップカリウム塩 (MCP Pカリウム塩)、 メコプロップジメチルアミン塩 (MCP Pジメチル アミン塩)、メコプロップPイソプロピルアミン塩 及びメコプロップPカリウム塩	0. 47 (メコプロップとして)
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナト リウム塩	0. 051 (MCPAとして)
(植物成長調整剤) トリネキサパックエチル	0. 15

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADIの10\%配分}) / 2(\text{L/人/日}) \} \times 10$$

注2：表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を指針値とする。

注3：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ (http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_ki_jun/ki_jun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。